

固定資産税の償却資産申告について(Q&A)

Q1 償却資産はどのように申告すればいいですか？

事業をされている方は、資産の所在する市区町村ごとに、「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を作成していただき、毎年1月31日（土・日・祝の場合は翌開庁日）までに、税務課固定資産税係に提出してください。

「償却資産申告書」は償却資産の所有者の方に関する情報及び税額を算定する上で必要な価額を記載していただく用紙です。

「種類別明細書」はお持ちの償却資産に関する情報を記載していただく用紙です。

Q2 税務署で確定申告をしていますが、確定申告とは別に償却資産の申告をする必要がありますか？

確定申告は、国税の所得税を計算するために申告するものです。償却資産申告は、市税の固定資産税を計算するために申告するものです。よく確定申告の減価償却資産と混同されがちですが、全く異なるものですので、それぞれの内容に応じて申告していただく必要があります。

Q3 いつ時点の内容で申告したらいいですか？

固定資産税の賦課期日（課税の基準日）は1月1日です。1月1日の償却資産の状況について、毎年1月31日までに申告してください。

Q4 償却資産の申告を知らずに、今まで申告していませんでした。どうすればいいですか？

地方税法第17条の5第5号にて、「不動産取得税、固定資産税又は都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない。」と規定されております。

よって、遡って5年度分の償却資産の申告をしていただく必要があります。税の公平性の観点からご理解ください。

Q5 申告しなかった場合や虚偽の申告をした場合はどうなりますか？

正当な理由なく申告をされなかった場合は、地方税法第386条及び伊万里市市税条例第75条の規定により、過料を科される場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、懲役または罰金を科される場合があります。

Q6 取得価額に消費税は含めるべきでしょうか？

税務会計上で採用している経理方式により異なります。所得税で「税込経理方式」を採用している場合には、消費税額を含んだ金額が取得価額となります。「税抜経理方式」を採用している場合には、消費税額を含まない金額が取得価額となります。

Q7 どのような資産が申告の対象になりますか？

固定資産税の対象となる償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の事業の用に供する資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

Q8 耐用年数を過ぎた古い資産であっても、申告の対象になりますか？

減価償却を終えた資産（償却済資産）であっても、事業を営むために所有しているものについては、償却資産の申告の対象になります。

Q9 減価償却をしていない資産(簿外資産)は申告の対象になりますか？

減価償却をしていない資産（簿外資産）であっても、事業を営むために所有しているものについては、償却資産の申告の対象になります。

Q10 家庭用にも事業用にも使用している資産は申告の対象になりますか？

家庭用にも事業用にも使用される資産は、事業の用に供することができる資産であるため、その資産全体が償却資産の申告の対象になります。

Q11 年の途中で売却等により対象の償却資産を手放した場合、税額は変更されますか？

賦課期日（課税の基準日）である1月1日現在の所有者について、1年分の固定資産税が課税されます。したがって、年の途中で対象の償却資産を手放しても、当該年度の税額に変更はありません。

Q12 いくらぐらいの税金が課税されますか？

土地、家屋、償却資産の各課税標準額の合計額(千円未満切捨)に1.4%を乗じた金額の税金が課税されます。ただし、固定資産税には「免税点」という制度があり、これは土地、家屋、償却資産の各課税標準額の合計額が一定の金額以下であれば、その資産について課税の対象としない制度です。土地は30万円、家屋は20万円、償却資産は150万円が免税点となり、所有されている償却資産の課税標準額の合計が150万円以下であれば、償却資産に対して課税はされません。ただし、課税がされなくても、償却資産の申告は必要ですので、毎年1月31日までに申告書の提出をお願いします。

Q13 リース資産は申告の対象になりますか？

リース資産の申告義務は、原則、リース会社にあります。ただし、実質的に所有権留保付割賦販売であると認められる場合（リース期間終了後にその資産が賃借人に無償で譲渡される場合等）は、原則として、賃借人が申告を行う必要があります。

Q14 テナントの方が取り付けた設備なども申告の対象になりますか？

固定資産税上、本来家屋として取り扱う電気設備、ガス設備や内装であっても、テナントの方が借りている建物に自らの事業を営むために取り付けた設備や内装については、テナントの方に申告義務がある「特定附帯設備」として償却資産の申告の対象になります。

Q15 自己所有の建物に取り付けた建物附属設備は申告の対象になりますか？

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けた物や家屋から独立した機器として性格の強いものは、償却資産の申告の対象になります。具体的には、受変電設備や自家発電設備、ルームエアコン、広告塔、屋外に設置した水道管及びガス管などが償却資産の申告の対象になります。